

枚方京田辺環境施設組合  
可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る  
計画段階環境配慮書

平成 2 9 年 4 月

枚方京田辺環境施設組合

## はじめに

本図書は、京都府環境影響評価条例(平成10年10月16日京都府条例第17号)第7条の3の規定に基づき作成した「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)」である。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1523号)

また、本書に掲載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

# — 目 次 —

第1章 事業計画の概要.....	1- 1
1-1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所.....	1- 1
1-2 第一種事業の名称.....	1- 1
1-3 第一種事業の目的及び内容.....	1- 1
1-3-1 第一種事業の目的.....	1- 1
1-3-2 第一種事業の内容.....	1- 2
(1) 対象事業の種類.....	1- 2
(2) 対象事業の規模.....	1- 2
(3) 事業実施想定区域の位置.....	1- 2
(4) 複数案の策定に至った検討の状況.....	1- 5
(5) 事業の規模等.....	1-10
(6) 建設施工計画.....	1-14
(7) 環境配慮の方針.....	1-15
第2章 計画段階関係地域及びその地域の概況	
2-1 計画段階関係地域及び地域特性を把握する範囲.....	2- 1
2-2 地域の概況.....	2- 4
2-2-1 自然的状況.....	2- 4
(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況.....	2- 4
(2) 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況.....	2-18
(3) 土壌及び地盤の状況.....	2-28
(4) 地形及び地質の状況.....	2-32
(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況.....	2-36
(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況.....	2-62
(7) その他の事項.....	2-66
2-2-2 社会的・文化的状況.....	2-67
(1) 人口及び産業の状況.....	2-67
(2) 行政区画の状況.....	2-72
(3) 土地利用の状況.....	2-72
(4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況.....	2-74
(5) 交通の状況.....	2-77

(6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況.....	2-82
(7) 日照の状況.....	2-88
(8) 電波の状況.....	2-88
(9) 廃棄物等の状況.....	2-90
(10) 上水道及び下水道の整備の状況.....	2-92
(11) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画.....	2-93
(12) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況.....	2-96
(13) 文化財及び埋蔵文化包蔵地の状況.....	2-173
第3章 計画段階配慮事項の選定.....	3- 1
3-1 位置等に関する複数案.....	3- 1
3-1-1 施設等の配置.....	3- 2
3-1-2 工作物の構造.....	3- 3
3-2 環境影響要因の抽出.....	3- 4
3-3 計画段階配慮事項の選定.....	3- 5
3-4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定及びその理由...	3-10
第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果.....	4- 1
4-1 大気質・騒音・振動	
(工事の実施：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) .....	4- 1
4-1-1 調査.....	4- 1
4-1-2 予測.....	4- 1
4-1-3 評価.....	4- 2
4-2 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働） .....	4- 4
4-2-1 調査.....	4- 4
4-2-2 予測.....	4- 6
4-2-3 評価.....	4-14
4-3 景観（土地又は工作物の存在及び供用：工作物の存在） .....	4-16
4-3-1 調査.....	4-16

4-3-2	予測.....	4-22
4-3-3	評価.....	4-26
4-4	総合評価.....	4-27
4-4-1	施設等の配置に関する総合評価.....	4-27
4-4-2	工作物の構造に関する総合評価.....	4-27
第5章	その他規則で定める事項.....	5- 1
5-1	対象事業を実施するために必要な許認可等.....	5- 1
5-2	配慮書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地.....	5- 1